

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	営団が東京メトロに財産を出資することに伴い、東京メトロが受ける登記等に係る登録免許税の非課税措置	
税目（条文番号）	登録免許税（租税特別措置法 84 条の 3 第 2 項）	
見 直 し の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止する特例措置の対象 <li style="padding-left: 2em;">旧帝都高速度交通営団（以下「営団」という。）が行う出資に係る財産の給付に伴い東京地下鉄株式会社（以下「東京メトロ」という。）が受ける登記又は登録における登録免許税の免税措置 ・ 特例措置の内容 <li style="padding-left: 2em;">登録免許税：免税 	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	— (—)
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>営団が東京メトロに出資した財産に係る移転登記については、営団名義で地上権設定登記がなされていた土地の一部について、所有権移転による分筆等がなされた際に、登記官の過誤により地上権の登記がもれていたものについての更正登記が平成 22 年 3 月をもってすべて完了したため、本件に係る登録免許税の免税措置を廃止する。</p>	

